

令和2年4月28日

保護者様

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の
5月の運営について（お願い）

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、区では国の緊急事態宣言の発出を受け、令和2年4月9日から5月6日までの間、全ての認可保育園において臨時休園をしております。

5月7日以降、緊急事態宣言期間が延長されるかどうかについては、国が検討しておりますが、現在のところ都内の感染の収束が見通せないことや継続的な感染拡大防止の必要性から、**臨時休園及びそれに伴う緊急特別保育を継続することといたしました。**

国や都から緊急事態宣言の解除等、今後の方針が示された場合には、お子様が安心して保育サービスを受けることができるかを最大限考慮した上で、速やかに区の方針をお知らせいたします。

引き続き、多大なるご不便をおかけすることとなりますが、子どもや保護者の皆様、また保育士等への感染拡大を最大限に防ぐためにも、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 緊急特別保育の実施について

引き続き、緊急特別保育を実施いたします。実施条件は従前のおりです。

新たに緊急特別保育を希望される場合、「緊急特別保育申込書」を園にご提出願います。

【緊急特別保育を必要とする保護者の例】

社会生活を維持する上で必要な施設に関連する業種の従事者（医療施設、食料品販売施設、警察署、消防署など）、その他、ひとり親世帯等で、保育所での保育ができないことで著しく普段の生活に影響をきたすと考えられる保護者

※上記の例に該当しない場合であっても、家庭での保育が著しく困難な場合は、お通りの園にご相談ください。

（裏面あり）

2 5月分の保育料の扱いについて

5月1日以降、登園した日数に応じて日割り計算を行い、差額を返還いたします（登園日が0日の場合は全額免除）。

事務処理方法等については、後日、改めてご連絡いたします。

※8月以降の保育料で調整する予定です。なお、3月4月分については、7月ごろの保育料で調整させていただく予定です。

※給食費（3歳～5歳児クラス）は令和2年4月分から無償となります。

3 4月1日新規入園者等の入所要件の緩和について

（1）育児休業中の保護者

令和2年4月1日から新たに区内保育所等に入所する児童の保護者が育児休業を取得している場合、令和2年度に限り、6月1日までに復職すれば入園要件を満たすこととしておりますが、これを10月1日まで延長いたします。

なお、10月1日までの育休延長につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により、9月30日まで、家庭での保育を行い、登園自粛にご協力いただくことを前提としております（ただし、慣らし保育の期間を除く）。

また、10月1日は最長の期限です。実際の延長期間については、お勤めの会社とご相談の上、ご家庭の状況に合わせてお決めください。

（2）求職中の保護者

令和2年4月1日から新たに区内保育所等に入所する児童の保護者が求職中の場合、7月1日までに就職する必要がありますが、臨時休園による家庭での保育や新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛要請等により求職活動が困難になっていることを受けて、これを令和2年度に限り10月1日まで延長いたします。

4 区のこれまでの対応について

区のこれまでの新型コロナウイルス感染症に関する保育施設等の対応については、区ホームページの下記URLからもご確認いただけます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kodomokate/20200303koronakodomokateibu.html>

【問い合わせ先】

◎各施設での対応について

子ども施設整備課私立保育園係 電話 3880-5889

◎保育料の扱いについて

子ども施設入園課入園第一～第三係 電話 3880-5263